平成２３年（フ）第２７号
北海道小樽市梅ケ枝町32番16号
債務者　江川　　聖
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８号
宮城県石巻市北上町十三浜字相川172番地１、前住所仙台市泉区東黒松14番８号フォレスティー・コート101
債務者　鈴木　貴浩
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第７号
秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字田ノ沢117番地４、前住所秋田県北秋田郡上小阿仁村仏社字脇ノ田108番地７
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第８号
秋田県北秋田市川井字五郎左エ門田ノ沢１番地　田ノ沢団地、前住所秋田県北秋田市上杉字下屋布岱246番地
債務者　鈴木るり子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第９号
秋田県大館市片山町１丁目６番24号
債務者　長谷川　務
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１３号
群馬県桐生市相生町２丁目261番地の５
債務者　松島　孝則
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４０号
千葉県茂原市早野2747番地
債務者　佐久間　隆
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
三重県名張市緑が丘中225、住民票上の住所奈良県生駒市高山町10546番地
債務者　宮西サチ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４４０号
京都府八幡市八幡舞台32番地の８
債務者　三井　美樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６７号
京都市右京区花園伊町48番地　ウエストコート花園404
債務者　小管　将人
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７９号
京都府木津川市加茂町駅東２丁目６番地６　ピュアパレスＡ301号
債務者　有馬　有紀
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２８号
京都府宇治市五ケ庄三番割37番地　黄檗市営住宅４棟401号
債務者　馬場　輝美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３８号
京都府京田辺市三山木柚ノ木36番地１　大宝同志社ＣＴスクエア103号
債務者　倉田　　優
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
京都市右京区西院六反田町14番地　ＳＴＹＬＥ　Ｉ　303
債務者　谷口　　良
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２号
京都市山科区東野竹田10番地92
債務者　辻　　宏治
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
京都市右京区太秦安井藤ノ木町13番地の４
債務者　渡辺　則子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３０号
京都市中京区壬生下溝町23番地　荒竹荘206号
債務者　藤永　恵美（住民票上の名惠美）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係